

船舶事故調査報告書

令和3年4月7日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	不明（令和元年10月19日 08時30分ごろ～14時10分ごろの間）
発生場所	不明（北海道福島町吉岡漁港東南東方沖～同漁港南方沖）
事故の概要	漁船第3にこにこ丸は、無人の状態で見失われているところを発見され、船長が行方不明となった。
事故調査の経過	令和元年10月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で行方不明となっているため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第3にこにこ丸、4.33トン HK3-98163（漁船登録番号）、個人所有 9.9m(Lr)×2.4m×0.8m、FRP ディーゼル機関、228.0kW、昭和57年7月15日 第202-52号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 84歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年8月22日 免許証交付日 平成29年1月16日 （令和5年1月7日まで有効）
死傷者等	行方不明 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東北東～東、風力 2～4、視界 良好 海象：波高 約1.0m、海面水温 約18～21
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、まぐろ一本釣り漁を行う目的で、令和元年10月19日05時過ぎ、福島町福島港を出港した。 僚船船長は、08時30分ごろ、吉岡漁港東南東方5.5海里（M）付近で、船長が本船の後部甲板で操業しているところを、また、10時00分ごろ、同漁港東南東方4.5M付近で、本船が西進しているところを見かけた。 船長が所属する漁業協同組合（以下「漁協」という。）の担当者は、12時ごろ船長の家族から船長と連絡が取れない旨の連絡を受け

	<p>た。</p> <p>漁協の担当者は、船長に電話連絡を試みたが、応答がなかったので、13時18分ごろ海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、14時10分ごろ吉岡漁港南方5.2M付近で無人の状態で見失っているところを海上保安庁の航空機によって発見され、付近を捜索中の別の僚船の乗組員によって船内の捜索が行われたが、船長の姿がなかった。</p> <p>巡視船、漁協所属船等により捜索が続けられたが、船長は行方不明となった。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の操業は、船尾部から疑似餌をつけた釣り糸を垂らし、低速で航行してトローリングを行い、まぐろが掛かったら、左舷側付近までまぐろを手繰り寄せた後、錨で突き、左舷側から前部甲板上に引き揚げる方法で行われていた。</p> <p>本船の左舷側の甲板の高さは、前部甲板付近が約52cm、操舵室付近が約48cm、後部甲板付近が約53cmであった。</p> <p>船長は、本事故当日、03時過ぎに自宅を出発した。</p> <p>船長は、08時30分ごろに僚船船長が見かけた際、黒色の防寒着を着用していた。</p> <p>本船は、発見された時、主機が中立運転で、前部甲板左舷側に揚収されたまぐろが1本置かれ、左舷船尾部から左舷後方の海面に釣り糸が延びてまぐろが掛かっている状態であった。</p> <p>本船は、船体に他船と衝突したような痕跡がなかった。</p> <p>船長の救命胴衣は、操舵室上部の物入れに収納されていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、行方不明となった。</p> <p>本船は、10月19日08時30分ごろ、吉岡漁港東南東方沖において、僚船船長が後部甲板で操業している船長を見かけた後、14時10分ごろ、同漁港南方沖において、無人の状態で見失っているところを発見されたことから、この間において、船長が落水したものと推定される。</p> <p>本船は、発見された時、主機が中立運転で、左舷船尾部から左舷後方の海面に釣り糸が延びてまぐろが掛かっている状態であったことから、船長が左舷側付近までまぐろを手繰り寄せようとした際に落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が操業中、船長が落水したことにより発生したものと推定される。</p>

	と推定される。
再発防止策	今後の同種事故の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・乗組員は、甲板上では、救命胴衣を着用すること。・乗組員は、漁獲物を船上に揚収する際、落水に十分注意すること。

付図1 事故発生場所概略図

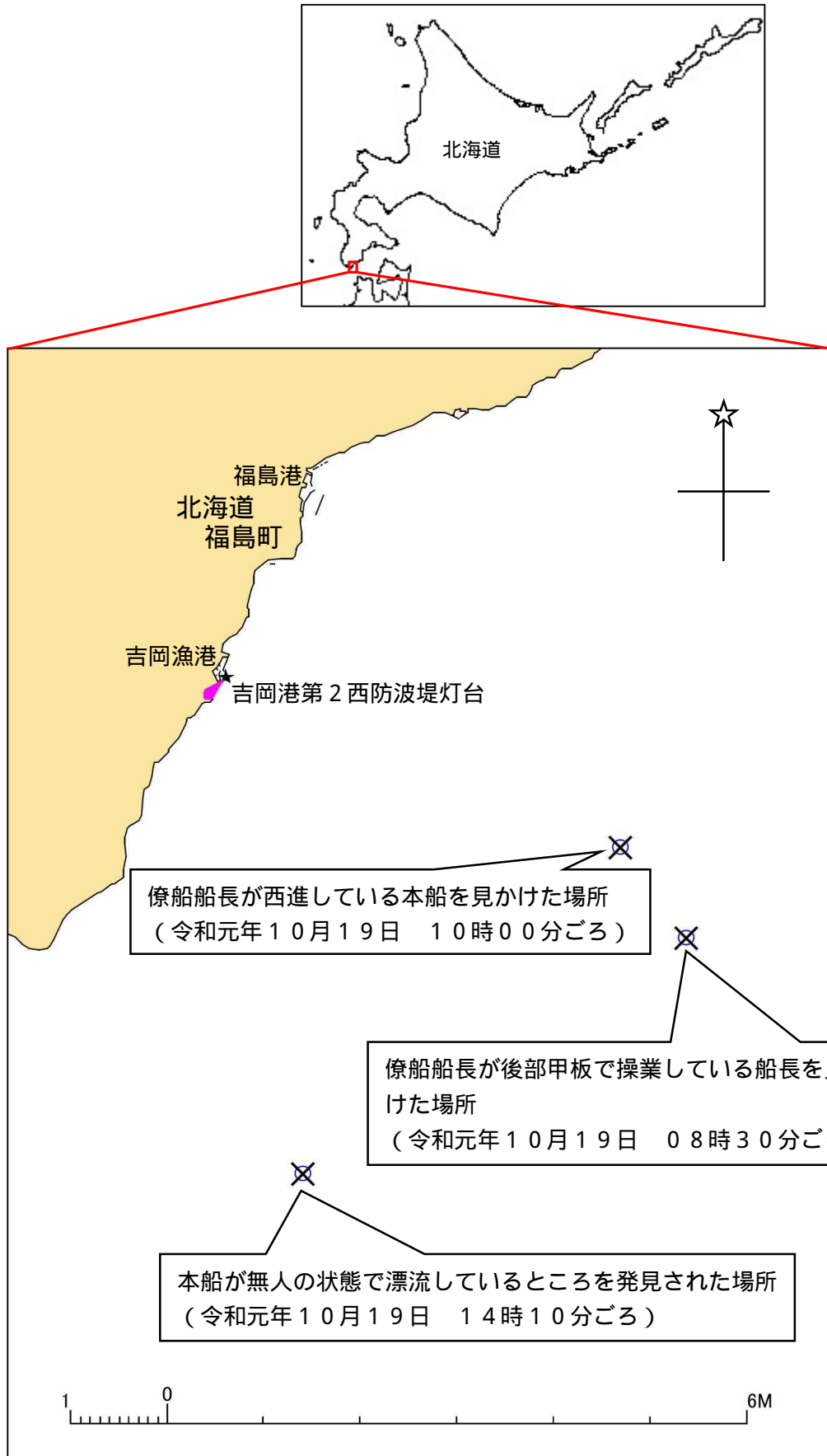


写真1 本船

